

OES 大槻電気通信株式会社
施設入室・退室管理細則

第1条（目的）

本細則は、大槻電気通信株式会社の施設への入室及び退室の管理に関する規則を定め、もって当社施設の物理的なセキュリティを確保することを目的とする。

第2条（適用）

本細則における施設とは、当社の以下の事業所とする。

- （1）本社事業所：福島県郡山市田村町金屋字上川原 286 地内

第3条（ルール）

当社の施設への入室および退室のルールは以下のとおりとする。

- 1．施設への入退室は、定められた出入口を使用する。
- 2．施錠された施設へ入室する場合は、機械警備の取扱いに基づいた適切な方法を用いて入館する。
- 3．施設からの退室は、機械警備の取扱いに基づいた適切な方法を用いて退館し、施錠を確認する。
- 4．当社役員および従業員以外のものの入室は原則として禁止とする。ただし以下の場合はこの限りではない。
 - （1）当社役員および従業員が付き添って入室する場合
 - （2）業務上、当社役員および従業員が定期・定例的に単独で入室する場合であって、当社役員および従業員以外のものの入室について、あらかじめ責任者の承諾を得ている場合

第4条（責任者）

本細則における責任者は、代表取締役により選任されるものとし、以下の責務を有する。

- （1）指紋認証型電気錠入退館設備のデータ管理
- （2）本細則の例外に関する承認

附則

- 1．本細則は、代表取締役の承認により制定改廃を行う。
- 2．本細則は、有限会社東北消防設備管理センターにも適用する。
- 3．本細則は、2005年4月1日より施行する。